

政令第 号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の公営住宅法第十二条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「旧令第四条の二中」の下に「国の補助金額」とあるのは「国の補助は、その管理の開始の日から三十年を経過しない公営住宅について行うものとし、その金額」と、を加え、「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

平成八年の公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅に係る家賃収入補助の対象を、その管理の開始の日から三十年を経過しないものとする必要があるからである。